

# 指宿市望ましい学校づくり基本方針

ふるさとを愛し

あす ひら  
未来を拓く心豊かな子ども

学校規模の適正化



小中一貫教育の導入

学校と地域が連携した  
教育環境づくり

平成30年3月  
指宿市教育委員会

## 目 次

○ はじめに	1
1 望ましい学校づくりの検討経緯	2
2 学校規模の現状と課題	4
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 小中学校別の減少率	
(3) 学校規模ごとの利点と課題	
3 学校教育の現状と課題	8
(1) 学力の向上	
(2) 体力・運動能力	
(3) 生徒指導上の課題	
4 望ましい学校づくりの基本的な考え方	12
5 学校規模の適正化	13
(1) 開聞・山川地域の学校規模の適正化	
(2) 指宿地域の学校規模の適正化	
6 小中一貫教育の導入	15
(1) 学校教育の今日的課題	
(2) 小中一貫教育が求められる背景	
(3) 小中一貫教育のねらい	
(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題	
(5) 小中一貫教育の形態	
(6) 本市が取り組む小中一貫教育	
7 学校と地域が連携した教育環境づくり	20
8 今後の計画	21
(1) 適正規模の学校づくりに関する協議	
(2) 小中一貫教育実施に向けた教育課程編成と実践研究	
(3) 学校と地域が連携した教育環境づくりの協議	
○ おわりに	22

## はじめに

これからの時代に求められる子ども像は、知・徳・体の調和のとれた人間や、公共の精神を尊び、国際社会をたくましく生き抜く人間です。このような子どもたちを育てるために、望ましい教育環境の構築という新しい学校づくりが求められています。

現在、子どもたちを取り巻く教育環境は厳しさを増し、学力や体力・運動能力の低下、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題も生じ、加えて地域社会や家庭の教育力の低下など、教育機能に陰りも見えてきています。

本市の小中学校の児童生徒数は減少の一途にあり、学校規模の適正化や学校教育の充実に真摯に取り組む時期にあります。

このような状況を踏まえ、市は、2016(H28)年3月に「指宿市教育大綱」を策定し、施策の重点事項のひとつに「学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくり」を掲げました。教育委員会は、これに基づき、2016(H28)年度を始期とする「指宿市教育振興基本計画(後期計画)」を策定し、具体的な取組を進めています。

また、2017(H29)年3月31日付けで、小学校学習指導要領と中学校学習指導要領を改訂する公示があり、道徳の教科化や、小学校5・6年生の外国語活動が「外国語科」として教科になるとともに、小学校3・4年生で外国語活動が始まるなど、新しい学習指導要領による教育課程を編成し、実施する必要があります。これを受け、教育委員会では、これまで取り組んできた「小中連携教育」を一步進めた「小中一貫教育」を推進し、本市の教育課題の解決に積極的に取り組む必要があると考えています。

そこで、これまでの調査・研究等を踏まえ、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」を定め、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、子どもたちの教育環境を整えていきます。

## 1 望ましい学校づくりの検討経緯

○2008(H20)年8月「指宿市学校施設整備計画検討委員会」を設置

- ・地域や保護者、学校の代表者、学識経験者等23名で組織
- ・2010(H22)年3月「指宿市の未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくり方策について」を答申

### 【答申の要旨】

少子化が進み、児童生徒の減少が進行する中、将来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、学級集団（子どもの相互作用等）の果たす役割は極めて大きなものがある。このようなことから、1学級の児童生徒数や1学年の学級数など、教職員のアンケート等も参考に指宿市の望ましい学校規模について次のように定めた。

- (1) 小学校においては、1学級の児童数は21～27人程度、1学年の学級数はクラス替えも可能な2学級以上が望ましい。
- (2) 中学校においては、1学級の生徒数は27～30人程度、1学年の学級数は、学習集団の弾力的な編成等が実施でき、教科担任制（免許外教科担任の解消など）の教員配置が可能となる3学級以上が望ましい。

○2010(H22)年12月「指宿市望ましい学校環境整備計画～未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくり～」(以下「学校環境整備計画」)を策定

この計画では、本市の学校環境の現状と課題を述べ、学校規模による利点及び問題点を踏まえ、本市の目指す適正な学校規模を定めています。

そして、今後の方向性を次のように述べています。

### 【今後の方向性について】

学校の改築や学校再編の議論は、長期的・全市的な観点から、子どもたちへの教育的視点を最優先に取り組むべき課題です。学校教育は、本来的には集団で人間性や社会性を培うものであり、そのためには、多くの友達と触れ合い、切磋琢磨し、刺激し合える環境が必要です。

また、学校施設の整備には多額の費用が必要であり、現時点だけで対応を計るのではなく、将来を見越した対応を考えていくことが大切です。

学校規模の適正化（学校再編）は、決して一部の学校・地域だけの問題ではなく、指宿市全体の問題です。

本市においても、児童生徒数の激減期を迎え、児童生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校の統廃合等も視野に入れた学校整備を行うことが必要です。

○2014(H26)年6月「**指宿市学校のあり方について考える会**」(以下「考える会」)を設置

- ・地域や保護者、学校の代表者等38名で構成する組織
- ・指宿・山川・開聞の3つの地域部会を構成して、各地域の学校規模の適正化について、2年間にわたって調査・検討を実施
- ・2014(H26)年7月から9月にかけて「**指宿市学校のあり方について語る会**」(以下「語る会」)を開催
- ・「考える会」では、市内小中学校等を会場に17回の「語る会」を開催し、学校の現状や児童生徒数の推移等について説明を行い、学校のあり方について意見交換をした後、アンケート調査を実施
- ・開聞・山川の両地域部会は、2年目からは、20年後・30年後の児童生徒数の推移を考えたとき、地域の枠を越えた再編の可能性はあるのではないかという意見の一致から、合同で地域部会を開催
- ・2015(H27)年7月から8月にかけて「**開聞・山川地域の小中学校再編等検討会**」を、2015(H27)年11月には「**指宿地域小中学校のあり方検討会**」を開催し、開聞・山川地域では学校再編例を示すとともに、指宿地域では、「考える会」の検討状況を報告するなどしてアンケート調査を実施
- ・2016(H28)年2月には、2年間の成果を「**検討結果報告**」にまとめ、その中で、開聞・山川地域は、「小中学校とも再編が必要で、小中一貫校を望んでいることがうかがえる」とし、指宿地域では、「今後も引き続き検討が必要である」としています。

○2016(H28)年7月「**指宿市望ましい学校づくり推進委員会**」(以下「推進委員会」)を設置

- ・保護者や地域、学校代表など委員57名で構成する組織
  - ・「推進委員会」は、教育委員会が提案する望ましい学校づくりについてご意見をいただく組織
  - ・教育委員会では、「推進委員会」からの意見を参考にして、2017(H29)年3月、学校の現状や課題、望ましい学校づくりの考え方などを「**指宿市望ましい学校づくりに向けて～中間報告～(平成28年度のまとめ)**」を公表
  - ・2017(H29)年10月5日から11月16日にかけて、「**指宿市望ましい学校づくり基本方針(素案)**」について市内17会場で住民説明会を開催(参加者:712人)し、意見交換とアンケート調査を実施
- ※アンケート調査結果は、市ホームページに掲載

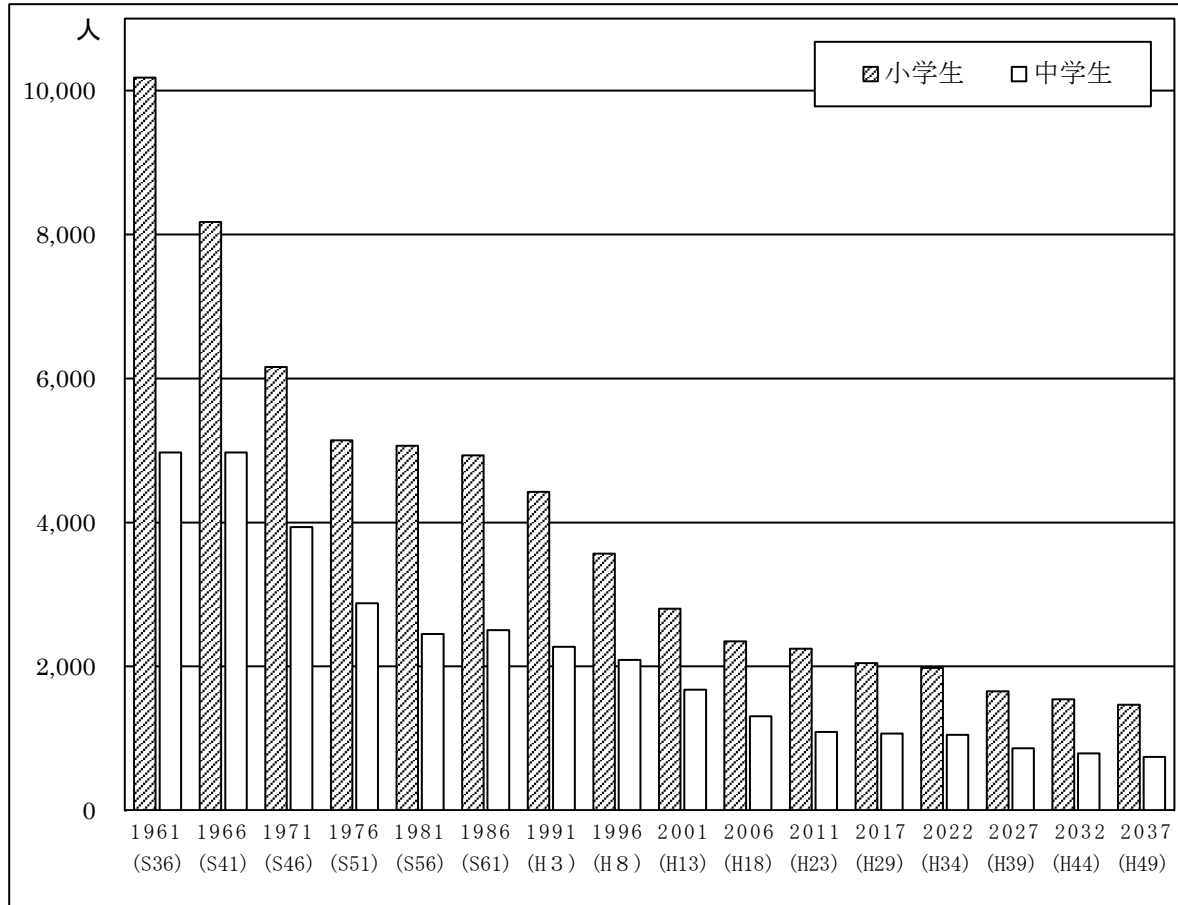
## 2 学校規模の現状と課題

### (1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、過疎化や少子化を背景に、小学生が1961(S36)年の10,181人、中学生が1962(S37)年の5,493人をピークに減少しており、2017(H29)年5月1日現在では、小学生が2,046人、中学生が1,068人と、ピーク時に比べて、小学生は20.1%、中学生は19.4%となっています。

今後の児童生徒数を国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計をもとに教育委員会が独自に試算したところ、10年後の2027(H39)年には、小学生1,654人、中学生862人、20年後の2037(H49)年には、小学生1,469人、中学生743人となり、小学生、中学生とも現時点と比べて、約3割減少する見込みです。

### ■市内小中学校の児童生徒数の推移



※合併前の児童生徒数は、指宿・山川・開聞地域の合計

## (2) 小中学校別の減少率

学校別の児童生徒数の減少率は、30年前（1987(S62)年度）と比較して、小学校では、利永小学校が86.2%と最も高く、今和泉小学校をはじめ6校が70%を超えています。また、中学校では、西指宿中学校が71.6%、山川中学校が68.2%、開聞中学校が61.9%と高い減少率となっています。

### ■減少率の比較表

#### ・小学校（児童数）

学校名	1987 (S62)	2017 (H29)	減少率
指宿小	469	295	37.1%
魚見小	241	100	58.5%
柳田小	719	395	45.1%
丹波小	1,057	519	50.9%
今和泉小	339	82	75.8%
池田小	154	42	72.7%
山川小	285	71	75.1%
大成小	564	246	56.4%
徳光小	159	63	60.4%
利永小	138	19	86.2%
開聞小	543	162	70.2%
川尻小	189	52	72.5%

#### ・中学校（生徒数）

学校名	1987 (S62)	2017 (H29)	減少率
北指宿中	495	306	38.2%
南指宿中	772	356	53.9%
西指宿中	257	73	71.6%
山川中	635	202	68.2%
開聞中	344	131	61.9%

## ○学校規模の分類

学校規模は、学校教育法施行規則で、小中学校とも「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされており、これに基づく、市内各小中学校は、学級数により次のように分類できます。

### ■市内小中学校の規模別分類

分類	規模	該当する学校 ※2017(H29).5.1 現在
過小規模校	5 学級以下の小学校 2 学級以下の中学校	池田小・山川小・徳光小・利永小*
小規模校	6～11 学級の小学校 3～11 学級の中学校	魚見小・今和泉小・大成小・開聞小・川尻小・北指宿中・南指宿中・西指宿中・山川中・開聞中
適正規模校	12～18 学級の学校	指宿小・柳田小・丹波小
大規模校	19～30 学級の学校	
過大規模校	31 学級以上の学校	

※学校規模は、特別支援学級を含まない学級数で分類されます。

※池田小、山川小、徳光小及び利永小は、2つの学年の児童数を合わせても16人以下の複式学級があります。

※利永小は、学校全体で3学級以下の極小規模校となっています。

#### 【学校教育法施行規則（抜粋）】

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から…（略）…までの規定は、中学校に準用する。（以下略）。

### ■学級の編制に関する基準（鹿児島県学級編制基準）

編 制 基 準			1 クラスの児童生徒数	
			標準学級	実学級
同 学 年 で 編 制 する学級	小学校	第 1 学 年	35 人	35 人*
		第 2～6 学 年	40 人	40 人*
	中学校	全 学 年	40 人	
2 の 学 年 で 編 制 する学級	小学校	引き続く学年で編制する場合 (第1学年を含む場合)	16 人 (8 人)	
		2・3年, 4・5年で編制する場合	16 人	9 人
		引き続かない学年で編制する場合 (第1学年を含む場合)	2 学年とも 8 人以下 (2 学年とも 4 人以下)	
	中学校	引き続く学年で編制する場合	8 人	
1・3年で編制する場合		2 学年とも 4 人以下		
学校教育法第 75 条に規定する特別支援学級			8 人	

※小学1・2年生は学年児童数36人以上の場合、実学級では30人学級編制とする。



### (3) 学校規模ごとの利点と課題

学校教育の目的は、児童生徒が一定の集団の中で、様々な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨して「生きる力」を身に付けていくことであり、そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要です。

また、過小規模校では、「一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行える」、「一体感ができやすい」などの利点がある一方で、「集団の中で自己主張する機会が少なく、社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい」、「協働的な学びの実現が困難になる」などの課題もあります。

#### 【小規模校や過小規模校の特徴】

- 児童生徒、教師、保護者を含めて、お互いによく知り合え、一体感ができやすい。
- 複式学級では、異年齢の児童生徒と一緒に活動することが多く、下学年、上学年として、それぞれの自覚や自立の態度が育ちやすい。
- 少人数の学級集団のため、活動も固定化され、多面的なものの見方や考え方に触れる機会が少ない。
- 多くの友達との触れ合いの機会が少ないことなどから、社交性や言語表現力などが育ちにくい。
- スポーツ競技や合唱・合奏などの集団活動に支障があり、体育や音楽科において、学習効果が上がりにくい。
- 部活動やクラブ活動等において、少人数のため多岐に渡る活動が期待できない。
- 小規模校ゆえに教職員定数に限度があり、各教科構成等、職員構成の適正化が図りにくい。

#### 【適正規模以上の学校の特徴】

- 多くの友達との学習活動や生活が体験でき、豊かな社会性や協調性などの育成が期待できる。
- グループ学習、習熟度別学習など、多様な学習形態が構成でき、学習効果が期待できる。
- 学習活動において、お互いに切磋琢磨する学習環境が構成できる。
- 適切な教職員配置によって、児童生徒のニーズに応じた部活動が可能になるなど、多様な教育活動が展開できる。
- 発表会などの学習活動や一人ひとりの表現活動に、十分な時間の確保ができにくい。
- 集団が大きいため、ややもすると一人ひとりの児童生徒の主体的な活躍の場や機会が少なくなる。

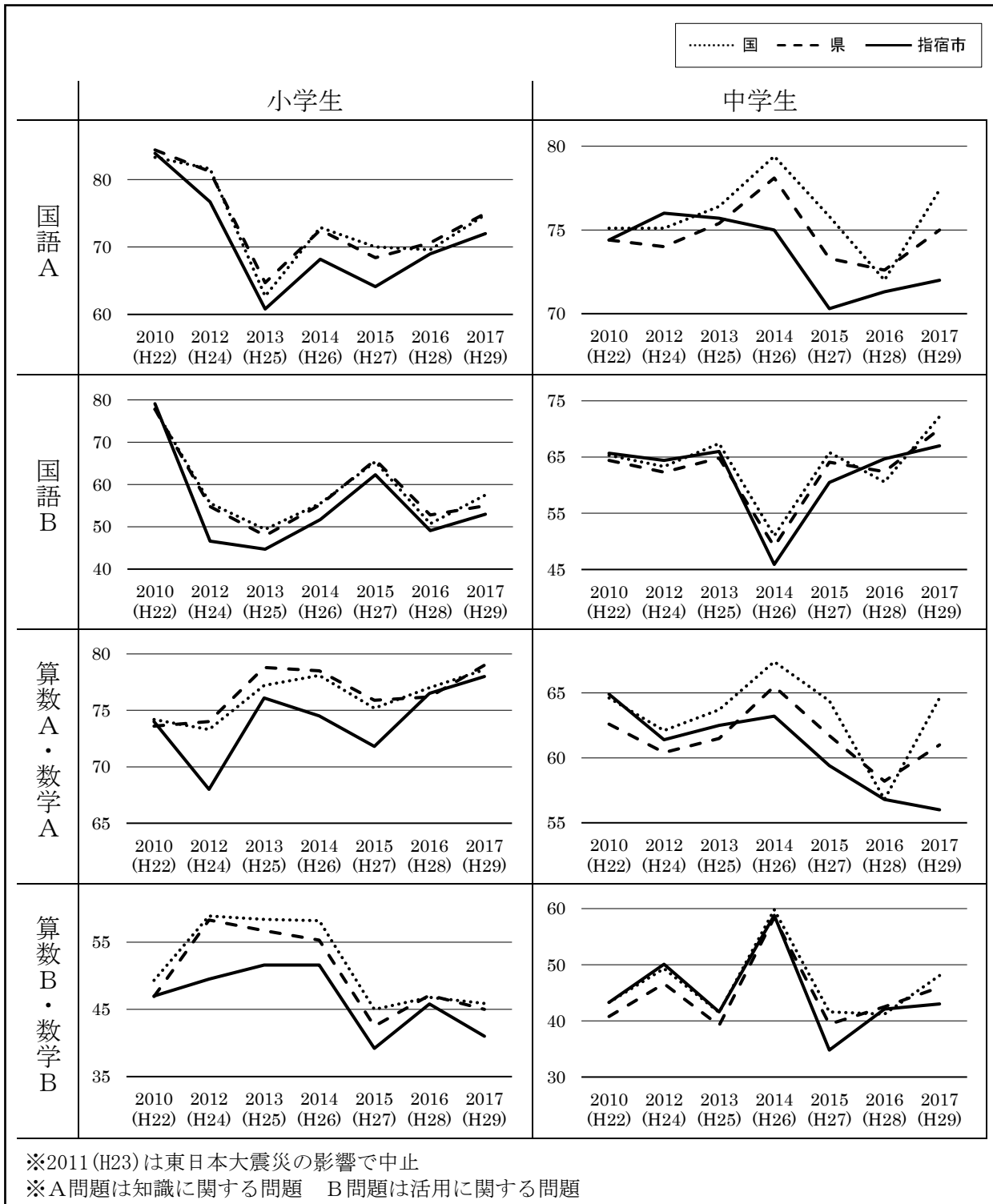
※「学校環境整備計画」から

### 3 学校教育の現状と課題

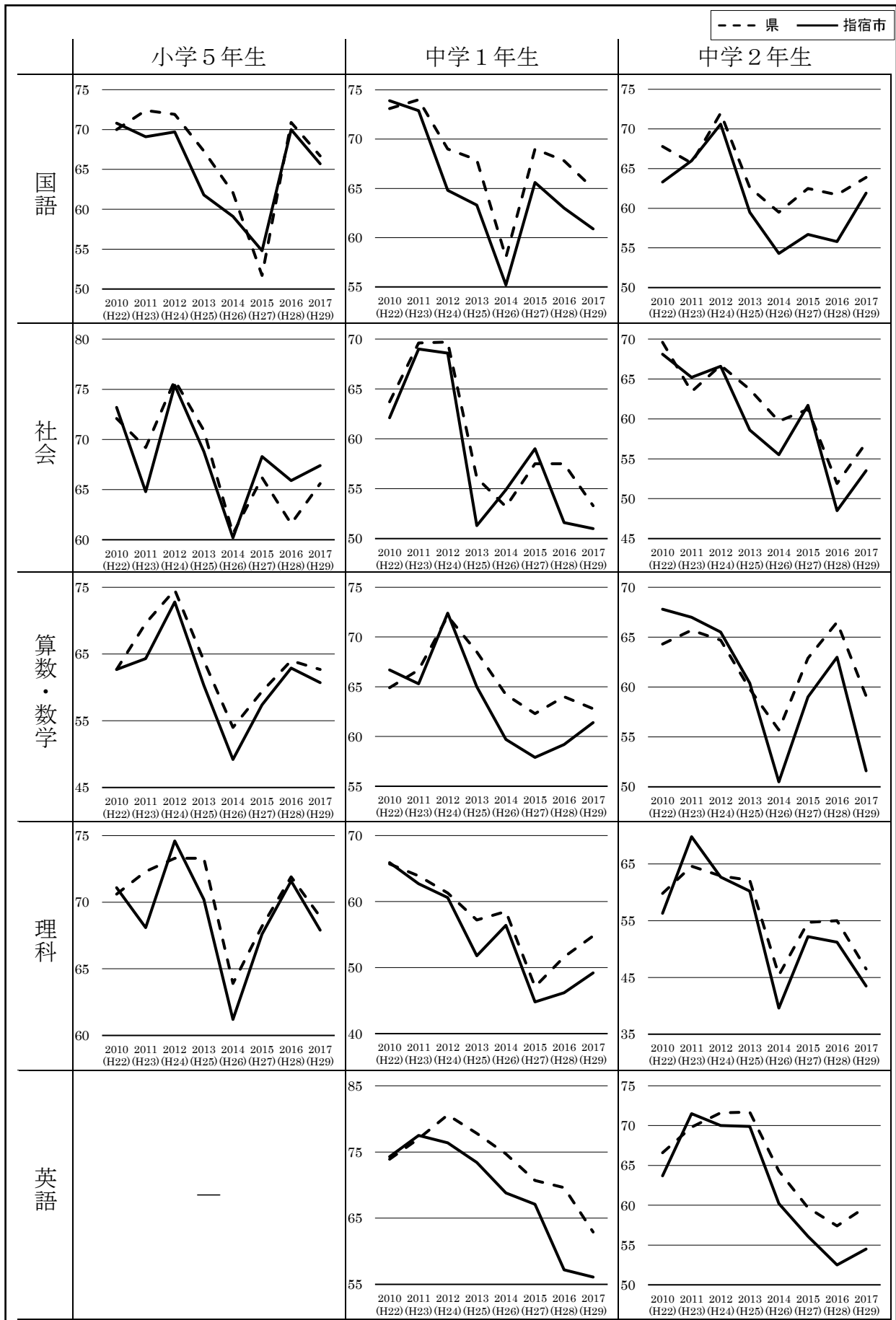
#### (1) 学力の向上

本市の小中学生の学力状況は、2017(H29)年度全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査においては、小中学校ともに、多くの教科で全国や県の平均を下回っており、特に中学校では全国や県との開きが大きくなるなど、学力の向上が大きな課題となっています。

■「全国学力・学習状況調査」平均正答率（国・県・指宿市別）



■「鹿児島学習定着度調査」平均正答率（県・指宿市別）



## (2) 体力・運動能力

体力・運動能力の状況は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力総合評定を2014(H26)から2016(H28)までを全国・県と比較すると、評定の高い児童生徒が少なく、評定の低い児童生徒が多いという状況にあります。

### ■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(抜粋)」(国・県・指宿市別)

#### ◎体力総合評定 (体力合計点の度数分布)

※本グラフは、実技項目(握力・上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ)の記録を1点から10点に得点化し、その8項目の合計点をA、B、C、D、Eに区分したものです。

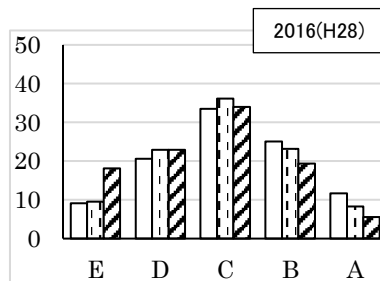
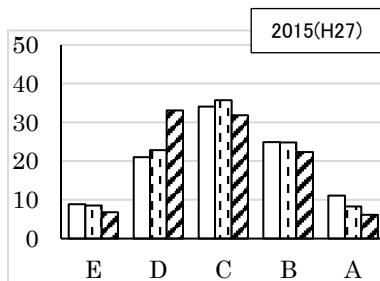
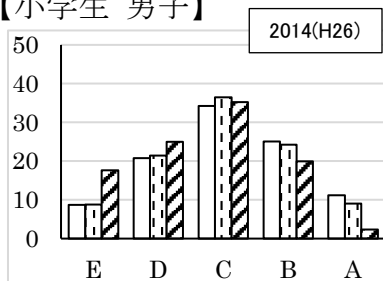
○小学校 A:65点以上 B:58点~64点 C:50点~57点 D:42点~49点 E:41点以下

○中学校 A:57点以上 B:47点~56点 C:37点~46点 D:27点~36点 E:26点以下

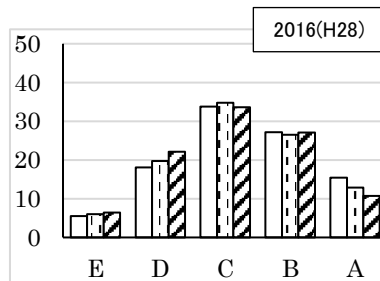
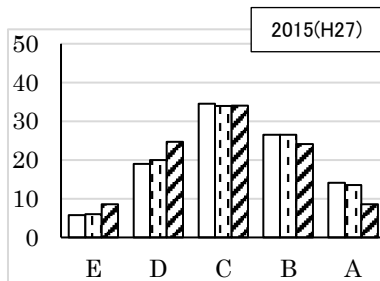
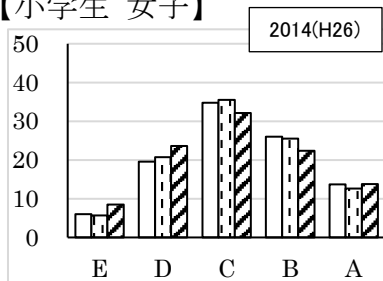
※グラフの縦軸は、総合評価基準の児童生徒の割合(%)を示しています。

※区分ごとに、左から国、県、指宿市の割合です。

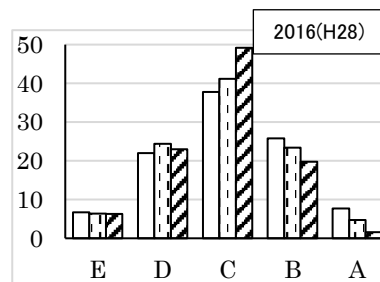
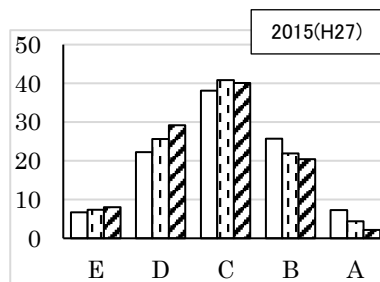
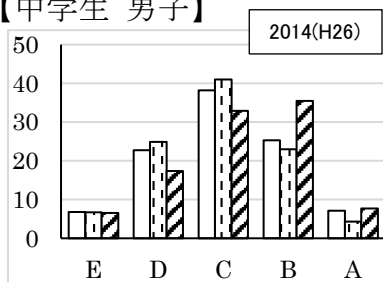
#### 【小学生 男子】



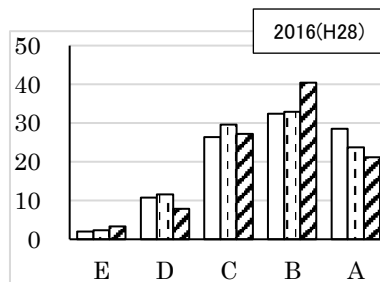
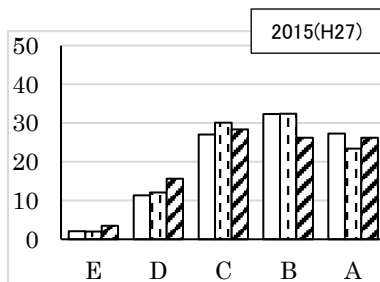
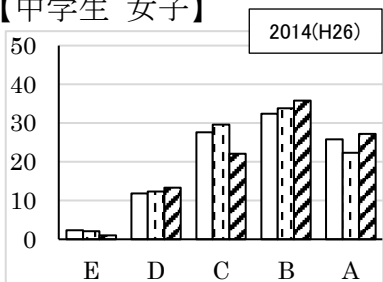
#### 【小学生 女子】



#### 【中学生 男子】



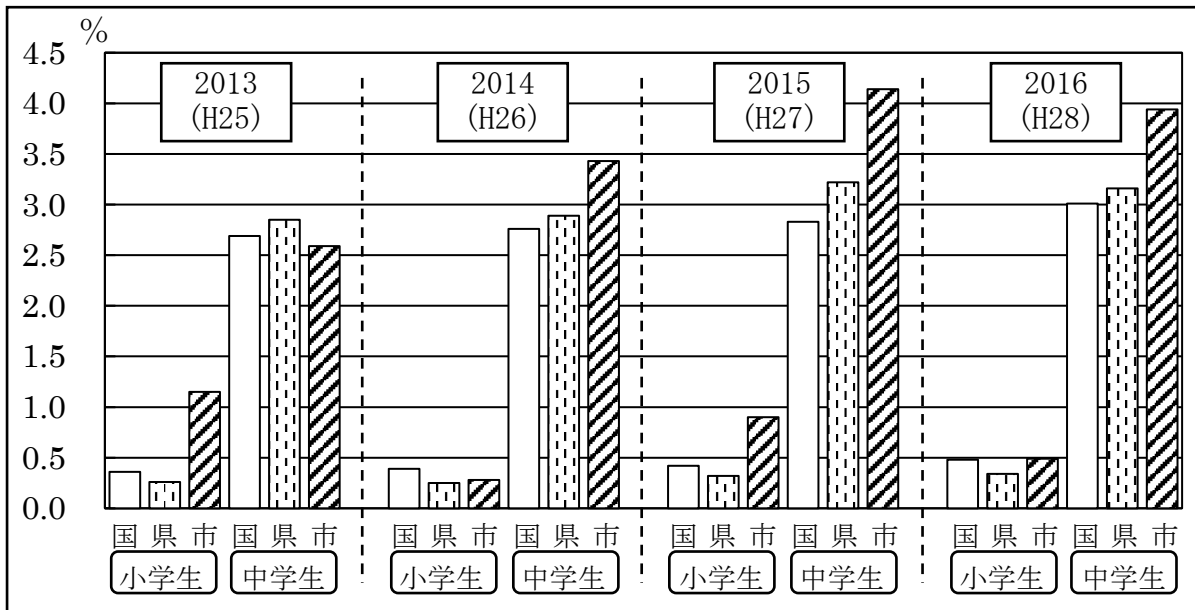
#### 【中学生 女子】



### (3) 生徒指導上の課題

不登校は、2016(H28)年度は小中学校合わせて47人で、小学校と中学校を比較すると、中学校は小学校の約5倍となっています。不登校の主な理由は、登校意欲の低下や精神的な不安が半数を占めており、小学校から中学校へのつながりをスムーズに行うことが課題のひとつとなっています。

■全校児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合（国・県・指宿市別）



## 4 望ましい学校づくりの基本的な考え方

この基本方針では、前述の「学校規模の現状と課題」及び「学校教育の現状と課題」を踏まえ、本市の望ましい学校づくりを3つの視点で考えます。

1つ目は、児童生徒が適正規模の集団の中で、共に学び合い、高め合いながら切磋琢磨して「生きる力」を育むための教育環境づくりです。

2つ目は、全市的な小中一貫教育を導入するための教育環境づくりです。

3つ目は、学校と地域のあり方を考慮した地域における教育環境づくりです。

以上を踏まえ、望ましい学校づくりの基本的な考え方を次のとおり定めました。

### 《望ましい学校づくりの基本的な考え方》

- 1 中長期的な視点に立ちつつ、当面の課題（過小規模校の解消）を解決するために学校規模の適正化を図る。
- 2 小中一貫教育をより効果的かつ効率的に実施するための環境整備を図る。
- 3 これまで学校と地域が連携して実施してきた子ども会育成活動や郷土芸能の伝承、伝統行事等の継承など、更に発展・充実を図る。

## 5 学校規模の適正化

### (1) 開聞・山川地域の学校規模の適正化

学校規模の適正化は、全ての小中学校が過小規模校又は小規模校に該当する開聞・山川地域を優先して検討します。

「考える会」の開聞・山川地域部会は、2016(H28)年2月、「開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいることがうかがえる」と2年間の検討結果をまとめました。開聞・山川地域の6小学校と2中学校を施設一体型の小中一貫校として整備することについては、2017(H29)年3月にまとめた中間報告で、中長期的に適正規模が確保されること、新設することで施設の老朽化が解消されることなど有効性を示す一方で、位置、開校までの期間、財政、通学、地域に関する検討課題を掲げています。

現在は、その可能性を探っている段階であり、それぞれの課題を解決するためには、難題も多く、設置までには相当な期間を要することが想定されています。

各学校に現在在籍している子どもたちのために望ましい教育環境を実現することは喫緊の課題です。一方、学校と地域とのつながりには深い歴史があり、「地域には学校が必要である」という声もあります。

このことから、開聞・山川地域は、望ましい学校づくりの基本的な考え方に基づき、次の方向性とします。

**ア 開聞地域では、保護者や地域住民との協議を重ねながら 2021(H33)年度を目途に2小学校を既存校1校に集約することを目指す。**

**イ 山川地域では、保護者や地域住民との協議を重ねながら 2021(H33)年度を目途に4小学校を既存校1校に集約することを目指す。**

**ウ 施設一体型小中一貫校の新設については、今後も引き続きその可能性について調査研究を進める。**

## (2) 指宿地域の学校規模の適正化

指宿地域では、効果的・効率的に小中一貫教育を実施していくためには、2つの中学校に分かれて進学する柳田小学校の児童の通学区域に課題があることから、他校も含めた校区再編等を検討する必要があると考えられます。

また、適正規模校がある中で、魚見小学校が小規模校、西指宿中学校区では、池田小学校が過小規模校、今和泉小学校と西指宿中学校が小規模校に該当しています。指宿地域においても、望ましい学校づくりの基本的な考え方に基づいて、開聞・山川地域と同様、過小規模校の解消を含めた学校規模の適正化を早急に検討していく必要があります。

しかしながら、現時点では、地域を含めて具体的な検討が進んでいないことから、指宿地域は、次の方向性とします。

**ア 北指宿中学校区及び南指宿中学校区は、効果的・効率的な小中一貫教育を実施するため、柳田小学校の通学区域の変更等について、保護者や地域住民と協議しながら、今後検討を進める。**

**イ 西指宿中学校区は、過小規模校の解消と効果的・効率的な小中一貫教育の実現に向け、保護者や地域住民とともに今後早急に検討を進める。**

**ウ ア及びイの検討を進める中で、将来を見据えて、指宿地域全体で学校規模の適正化についての検討も進める。**



## 6 小中一貫教育の導入

### (1) 学校教育の今日的課題

「6・3制」の小中学校制度導入から約70年が経過しました。文部科学大臣の諮問機関「中央教育審議会」が2014(H26)年に答申した、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」によると、この間、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、「6・3制」が導入された昭和20年代前半と比較すると、児童生徒の身長伸びや体重伸びが最も大きい時期は、当時より2年程度早まっているとされています。

また、同答申では、生徒指導面において、「自分が周りの人(家族や友達)から認められていると思いますか」という自己肯定感や自尊感情に関わる質問に対し、小学校高学年から急に否定的な回答が多くなるといった調査結果があったり、児童が小学校から中学校へ進学した際、新しい環境での学習や生活の中で不安が生まれ、不登校が増加するといったことなどが指摘されています。

このような中で、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の確立、学習意欲や学力の向上を図るために、義務教育9年間を見通して、切れ目のない系統的な教育を進めることができる小中一貫教育が有効であるとされています。

### (2) 小中一貫教育が求められる背景

「中央教育審議会」は、2005(H17)年、「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受け、教育基本法が2006(H18)年に改正され、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」という義務教育の目的を定め、続く2007(H19)年の学校教育法の改正において、小中学校共通するものとして、「義務教育の目標規定」が新設されました。

子どもたちは義務教育9年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきますが、例えば、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか」、「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導にあたっているのか」といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対応を模索する重要性が増しています。

このような中、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきた側面があると言えます。

### **(3) 小中一貫教育のねらい**

小中一貫教育は、社会環境の変化や子どもたちの発達の変化に対応し、義務教育9年間を通して、学力や体力の向上、いじめ、不登校など教育上の諸問題を解決するためのひとつの方法であり、新しい時代に対応した教育方法として、全国的にも、また県内においても年々拡がりを見せており、その成果も認められています。

また、国においては、2015(H27)年6月の学校教育法の一部改正で、学校の種類に「義務教育学校」を加え、小中一貫教育を行う学校の制度化がなされました。

このようなことから、本市においても、様々な教育的課題を解決するため、市内の全小中学校で、小中一貫教育を導入し、推進していくこととします。

### **(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題**

国の「中央教育審議会」が実施した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、小中一貫教育の実施の成果が次のようにまとめられています。

#### **(学習指導上の成果)**

- 各種学力調査結果の向上
- 学習意欲の向上、学習習慣の定着
- 授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少 など

#### **(生徒指導上の成果)**

- 不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少
- 学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善
- 自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
- コミュニケーション能力の向上 など

#### **(教職員に与えた効果)**

- 指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- 小中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- 小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり
- 小中学校で共通に実践する取組の増加や小中学校が協力して指導にあたる意識の高まり
- 仕事に対する満足度の高まり など

#### **(その他)**

- 保護者や地域との協働関係の強化
- 学校運営、校務分掌の効率化 など

これらの成果は、小中一貫教育の実施による小中学校段階の接続の円滑化、9年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の大幅な増加、それらを通した教職員の意識の改革が相互に影響し合っているものと考えられます。

一方、同実態調査では、以下のような課題もまとめられています。

**(一貫教育の実施に伴う準備に関わる課題)**

- 9年間の系統性に配慮した指導計画作成
- 小中学校合同の行事の内容設定
- 時間割や日課表の工夫，施設の使用時間調整
- 小学校間の取組の差の解消 など

**(一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題)**

- 小中学校間の打合せ時間の確保
- 小中学校合同の研修時間の確保
- 小中学校の交流を図る際の移動時間・手段の確保
- 教職員の負担の軽減，負担感・多忙感の解消，負担の不均衡 など

**(児童生徒に与える影響に関する課題)**

- 転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- 中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
- 小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成 など

**(教職員の意識改革等に関わる課題)**

- 管理職や教職員間の共通認識の醸成
- 小中学校が接続する学年等以外を担当する教職員の意識向上
- 成果や課題の可視化と関係者間での共有，そのための手法の確立 など

**(人事・予算面に関わる課題)**

- 教員の所有免許の関係で兼務発令を拡大できないこと，兼務発令の趣旨に関する教職員の理解
- 小中学校間のコーディネート機能の充実
- 小中学校の教職員人事の一体的な運用
- 必要な予算の確保，小学校費・中学校費の一体的な運用 など

このように、現在行われている小中一貫教育の取組の中では、複数の課題も指摘されています

## (5) 小中一貫教育の形態

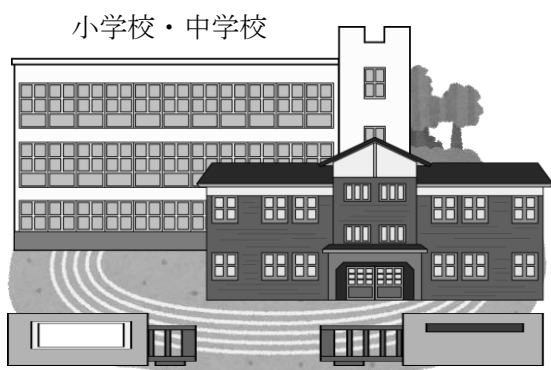
小中一貫教育では、9年間を見通した系統的な教育課程（教育計画等）を編成し、小中学校間の乗り入れ授業や小学校高学年への一部教科担任制の導入、体育祭・文化祭などの合同行事や郷土芸能の伝承活動、ボランティア活動など、小中学校が一体となった活動を行います。

なお、小中一貫教育の形態には、小学校と中学校が同一敷地内で実施する「施設一体型」と、学校は現在のままで実施する「施設分離型」があり、「施設一体型」が小中一貫教育をより効果的・効率的に実施できると考えます。

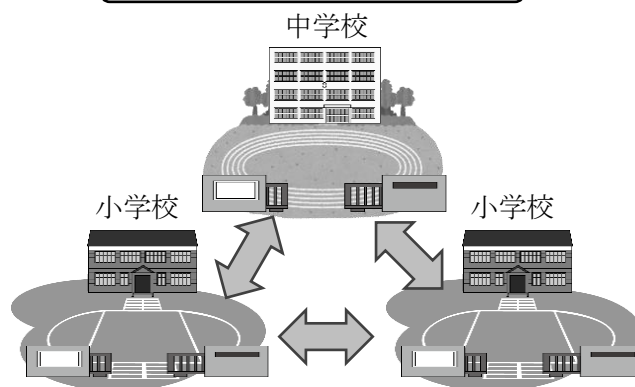
本市では、将来的には「施設一体型」を見据えながら、現在校のままで実施する「施設分離型」の小中一貫教育を実施したいと考えています。

### ■小中一貫教育のイメージ

「施設一体型」の小中一貫教育



「施設分離型」の小中一貫教育



## **(6) 本市が取り組む小中一貫教育**

### **① 小中一貫教育の導入**

小中一貫教育では、中学校教員による小学校での乗り入れ授業や小学校高学年への教科担任制の導入、小中学校の教職員がお互いの指導方法のよさを取り入れた指導などを行うことで、児童生徒の更なる学力の向上や体力・運動能力の向上を図ります。

また、小学校と中学校の接続が円滑になることによって、中学校生活への心理的な不安を軽くし、生徒指導上の課題解消を図ります。

このほか、本市独自の「いぶ好き『ふるさと学』」を設け、地域の理解とふるさとを愛する心を育て、地域の発展を支える人材の育成にも努めます。

そのため、教育委員会では、小中学校の新学習指導要領への移行措置期間や全面实施を考慮し、「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」の最終年度である2020（H32）年度を目途に、市内全ての小中学校で小中一貫教育を実施します。

### **② 目指す子ども像と教育目標の設定**

2016（H28）年3月に策定した「指宿市教育大綱」では、目指す市民像を、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」としています。

この目指す市民像を踏まえて各中学校区で共通した目指す子ども像と教育目標を設定します。

### **③ ふるさと教育と外国語（英語）教育の推進**

本市では、市全体を博物館ととらえ、市域にある文化財、自然、産業、施設、郷土芸能、伝統技術、伝統行事、イベントなどを貴重な「展示作品」として位置づけ、それらを教育やまちづくりに生かしていく「指宿まるごと博物館構想」があります。

学校教育においては、これらを活用したふるさと教育を小中一貫教育の中に「いぶ好き『ふるさと学』」として位置づけ、ふるさと指宿を好きになり、地域に誇りを持ち、自信を持って情報発信できる児童生徒を育成します。

また、児童が楽しみながら外国語に触れ、外国語を通して外国の文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲・態度を育成するために、小学校低学年から外国語活動を教育課程に位置付け、実践します。

## 7 学校と地域が連携した教育環境づくり

「中央教育審議会」の「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」によると、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子ども人数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘があります。また、少子化等に伴い、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できない地域も多くなっています。

一方、「地域から学校がなくなると地域が寂れる」、「子どもの声が聞こえず寂しい」などの声が聞かれます。このことについては、具体的に、また前向きに課題を明確にして、そうならないようにする工夫や施策を検討することが求められます。

学校規模の適正化や小中一貫教育の推進にあたっては、学校と地域が連携し、つながりが更に強くなるような方策等を協議して、実践を通して地域での青少年育成活動が充実するように努める必要があります。そのため、教育委員会では、2016(H28)年度から保護者や地域住民が学校運営に参画して課題解決に向けて協議する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を全小中学校に設置しました。

また、学校においては、地域の支援を受けながら子どもたちが郷土愛を育む「ふるさと学習」を継続して実施するとともに、世代間交流や地域行事への参加などを通して、学校と地域との交流活動を推進します。

一方、地域においては、広域的に子ども会活動やスポーツ少年団活動、PTA活動、郷土芸能や伝統行事などの継承活動を行い、子どもたちがこれまで以上に地域の一員として、地域づくりの担い手となれるよう支援していく教育環境づくりが必要です。

## 8 今後の計画

### (1) 適正規模の学校づくりに関する協議

学校規模の適正化は、学校や保護者、地域に大きな影響を及ぼします。この推進にあたっては、学校や保護者をはじめ、地域住民の理解と協力を得ながら進めていきます。

開聞・山川地域においては、2018(H30)年度以降、保護者や地域の代表、学校代表者等で地域ごとに協議する場を設け、通学方法や学校跡地の利活用のほか、事前交流活動、特色のある学校づくり、PTA活動、子ども会活動及びスポーツ少年団活動など学校再編に係る具体的な事項について協議することとします。

指宿地域においては、この基本方針では具体的な方向性は示しておりませんが、早急な検討が必要です。2018(H30)年度以降は、課題解決に向け、保護者や地域住民の意見を聞きながら、具体的な方向性を定めていくこととします。

### (2) 小中一貫教育実施に向けた教育課程編成と実践研究

小中一貫教育の推進にあたっては、9年間の連続した学びの中で、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むために、小中学校が緊密な連携を図り、義務教育9年間を見通した教育目標を設定して、各中学校区で特色ある教育課程を編成し、その具現化を図ります。

特に、小学校の外国語活動・外国語科と中学校の外国語科においては、9年間を見通した指導計画の作成や小中学校間の乗り入れ授業、小中学生の交流等について、実践研究を行います。

### (3) 学校と地域が連携した教育環境づくりの協議

地域と学校が連携した教育環境づくりについては、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」や「青少年育成会議」などを通して、学校と地域とのつながりが更に強くなるような方策等を検討していきます。

また、総合的な学習の時間等における「いぶ好き『ふるさと学』」の実施に向けて、内容の検討や指導計画の策定及び実践研究を行います。

## おわりに

2008(H20)年度から始まった望ましい学校づくりの検討は、本年度で10年が経過しました。これまで各検討委員会等の委員としてご協力くださいました皆さまをはじめ、住民説明会に参加してくださいました市民の皆さま、教職員アンケート等にご協力くださいました先生方など、多くの市民の皆さまにご協力をいただきました。望ましい学校づくりの検討に携わってくださいましたすべての皆さまに、お礼申し上げます。

検討を始めてからも高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し、まれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の流通が進んでいます。

このような中、子どもたちが豊富な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができる教育環境を構築することは喫緊の課題です。

教育委員会では、今後とも、学校や保護者、地域の皆さまと一緒に検討を重ねながら、子どもたちへの教育的視点を最優先に考え、指宿市の望ましい学校づくりに努めます。